

令和2年度

入札制度及び運用に関する意見書

令和3年5月20日

松阪市入札等監視委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 委員名簿	1
3. 委員会の開催状況	2
4. 入札及び契約事務に係る新型コロナウイルス感染防止対策について	2
5. 審議事案の総評	3
表1 発注工事の金額・件数の推移	
6. 令和3年4月の本市の入札制度改正とそれに対する意見	3
(1) 令和3年4月1日以降の入札制度の改正について	4
【最低制限価格の改正について】	
【低入札価格調査制度の改正について】	
最低制限価格及び低入札価格調査制度 (R3. 4. 1 改正概要)	
(2) 今般の入札制度改正についての当委員会の意見	8
表2 入札参加者数5社以下の件数が総入札件数に占める割合	
7. 総合評価落札方式についての当委員会の意見	8
8. 当委員会が特に注視した項目とそれに対する意見	9
(1) 当委員会が目した入札結果について	9
①低入札調査型の案件	
②入札参加者数が5社以下、落札率90%以上の案件	
(2) 災害時における入札方法	10
(3) 工事の平準化	11
表3 建設工事の四半期別発注件数	
表4 建設工事の年度別発注状況	
(4) インセンティブ型入札について	12
表5 令和2年度 インセンティブ型入札案件	
9. むすびに	13

1. はじめに

当委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として平成19年度に設置され、毎年、松阪市（以下、「本市」という。）に対し、入札や契約状況などについての監視事項や提言などを取りまとめて市長に対し意見書を具申してきた。

現在も新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会にはさまざまな影響が続いている。「景気は依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる」とされている（令和3年4月22日内閣府月例経済報告書より）。

政府は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を具体化する令和2年度第3次補正予算を迅速かつ適切に執行することとしている。また、令和3年3月16日に取りまとめた「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」も速やかに実行されている。

本市においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、個人・法人市民税の減収が見込まれる中、コロナ禍を乗り越えリスタートするべくさまざまな政策が打ち出されている。

本市は公共工事において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置として適切な対応を行い、工事の継続に努めてきた。第1四半期（4月～6月）の入札件数は105件で、前年度150件と比較して45件減少、契約金額も前年度同期と比較すると4億5,376万7,150円減少したが、第4四半期終了時では全体で432件となり、前年度446件と比較しても入札件数は、ほぼ同じとなることができた。しかし契約金額は2億615万8,993円の減少となった。

このような状況を踏まえつつも公共工事は、最少の予算で最大の効果を確保しつつ、公共調達に適時に公正・効率的に円滑に実施される必要がある。当委員会では本市の入札・契約手続及び制度のあり方について、公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保に重点を置き、様々な角度から審議を重ねてきた。また、令和2年10月14日付けで市長より当委員会に対し「入札制度の見直しに係る意見の具申について（依頼）」があり、市長からも意見具申の依頼の趣旨説明を受け、入札制度の見直しについて検討を行い、令和2年11月18日「松阪市入札制度の見直しに係る意見書」を具申した。本年は、これらも含めて意見を具申する。

2. 委員名簿

氏名	職名等	備考
楠井嘉行	三重大学学長顧問 / 弁護士	(委員長)
村田裕	前名城大学法科大学院教授	(副委員長)
坂本昇	税理士	
古田颯子	司法書士	R3.4.30任期満了
伊藤久美子	三重県私学協会専務理事/ 法学博士	R3.5.1～委嘱

3. 委員会の開催状況

令和2年度の当委員会で監視対象とした案件は432件（工事349件、委託70件、不調9件、中止4件）で、その他継続審議を行っている低入札価格調査制度による案件のほか、落札率が高かった案件や入札参加者の少なかった案件、特殊性のある案件など159件を抽出し、入札・契約における公正性、公平性、透明性、競争性や契約価格の妥当性、品質確保などについて、慎重に審議を行い、課題などの整理を行った。

また、契約金額1,000万円以上の随意契約の内容審査や契約の適正性などの審査を実施した。

【令和2年度 委員会開催状況】

定例会	開催日	審議内容
臨時会	令和2年5月8日（金）	意見書の作成
臨時会	令和2年5月25日（月）	意見書の作成
第1回	令和2年6月5日（金）	令和元年度意見書を市長に提出
第2回	令和2年7月27日（月）	監視対象件数 105件、抽出案件 51件
—	令和2年10月14日（水）	市長から入札制度の見直しに係る意見具申の依頼あり
第3回	令和2年10月14日（水）	監視対象件数 118件、抽出案件 31件 入札制度の見直しに係る意見書（案）
第4回	令和2年11月16日（月）	入札制度の見直しに係る意見書（案）
—	令和2年11月18日（水）	入札制度の見直しに係る意見書を市長に提出
第5回	令和3年1月27日（水）	監視対象件数 176件、抽出案件 69件
第6回	令和3年3月23日（火）	監視対象件数 20件、抽出案件 8件

4. 入札及び契約事務に係る新型コロナウイルス感染防止対策について

コロナ禍における本市の入札及び契約事務においては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、適正に事務執行が行われたと考えるので、次のとおり取り上げる。

今後も感染症対策には十分留意して入札及び契約事務が円滑に処理されることを期待する。

(1) 入札の開札方法

工事の一般競争入札のうち郵便入札の開札において、県外業者が開札立会人となった場合、地方自治法施行令第167条の8に従い、開札立会人の代理として入札事務に関係しない本市職員2人が立会を行った。

(2) 入札手続等に係る書類の提出方法

本来、直接持参による提出としている入札参加資格登録の新規及び更新手続、同等品等承諾願等について市外業者は郵送やファックスによる提出とした。

(3) 開札時における傍聴

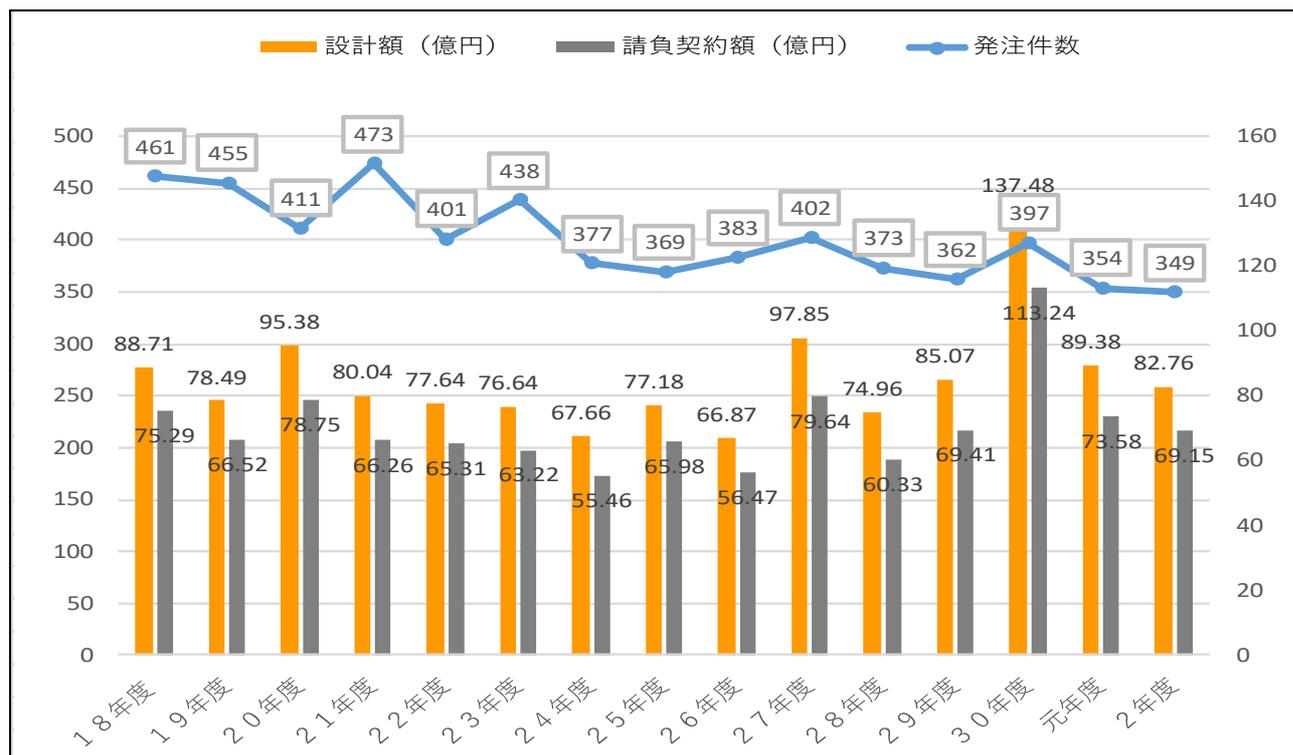
傍聴者が入札室に入室する際は、入室者名簿に氏名等を記載のうえ手指消毒、検温、

マスクの着用、換気などの感染防止対策を講じ、開札を実施した。

5. 審議事案の総評

本市では、平成 30 年度に合併特例債を活用した大型建築物等の発注が相次ぎ、設計金額も過去最高額となったが、合併特例債活用のピークが過ぎ、令和 2 年度は発注件数 349 件、設計金額 82 億 7,600 万円、請負契約金額 69 億 1,500 万円となった。

表 1 発注工事の金額・件数の推移（平成 18 年度～令和 2 年度）



審議の総評としては、例年とほぼ同様な事案として、入札案件において現場条件や工事の特殊性により参加者が少ない事案や落札率の高かった事案が見受けられたが、原因と対策等の整理がなされており競争性などについても、概ね確保されているものと推察する。

また、契約金額 1,000 万円以上の随意契約については、規定に基づく随意契約の妥当性について審議したところ、改善が必要と判断されるものは見当たらなかったが、継続してその必要性和法的整理、契約金額の妥当性、適正性の確保に努められたい。

さらに、令和 3 年 4 月から入札制度が改正されたが、当委員会が具申した意見書を尊重していただけたことは光栄である。今回の意見書では更に最低制限価格や低入札価格調査制度等を中心に検討した課題等について整理を行った。

6. 令和 3 年 4 月の本市の入札制度改正とそれに対する意見

本市の入札制度が令和 3 年 4 月以降、改正されたので概要を紹介するとともに当委員会の意見を述べる。

(1) 令和3年4月1日以降の入札制度の改正について

本市が令和3年4月1日から施行した改正状況は次のとおりである。

【最低制限価格の改正について】

本市及び上下水道部が発注する工事及び業務委託の最低制限価格の設定方法が以下のように改正された。

①「基準価格」を「工事価格(=予定価格)」で割って「基準価格率」を求める。

$$\text{基準価格率 (\%)} = \frac{\text{基準価格}}{\text{工事価格 (＝予定価格)}} \times 100$$

(小数第3位以下切り捨て)

※「基準価格」は、以下の業種区分により、①～④の合計で求める。

【工事請負契約】

業種区分	①	②	③	④
土木一式、舗装、造園、水道本管、水道給水、管(建築以外)、路面表示、道路付属物設置ほか	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費等 ×0.55
建築一式、電気(建築)、管(建築)、内装仕上、防水、塗装、解体ほか	直接工事費 ×0.9×0.97	共通仮設費 ×0.9	(直接工事費 ×0.1+ 現場管理費) ×0.9	一般管理費等 ×0.55
機械器具設備、鋼構造物、電気(建築以外)	(直接工事費+ 直接製作費) ×0.97	(共通仮設費+ 間接労務費) ×0.9	(現場管理費+ 工場管理費+ 設計技術費+ 据付間接費) ×0.9	一般管理費等 ×0.55
電気・通信(電気設備工事及び下水関係を除く)	機器単体費 ×0.907 +直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	(現場管理費+ 機器間接費) ×0.9	一般管理費等 ×0.55
下水関係の機械器具設備、電気・通信	機器費 ×0.907 +直接工事費	共通仮設費 ×0.9	(現場管理費+ 設計技術費+ 据付間接費)	一般管理費等 ×0.55

	×0.97		×0.9	
橋梁製作・架設	直接工事費 ×0.97	(共通仮設費＋ 間接労務費) ×0.9	(現場管理費＋ 工場管理費) ×0.9	一般管理費等 ×0.55
水管橋製作・架設	(直接工事費＋ 直接製作費) ×0.97	(共通仮設費＋ 間接労務費) ×0.9	(現場管理費＋ 据付管理費＋ 工場管理費＋ 設計技術費＋ ※2 輸送費) ×0.9	一般管理費等 ×0.55

【業務委託契約】

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の 額	諸経費の額 ×0.48	—
建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 額×0.9	一般管理費等 の額×0.48
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 額×0.9	一般管理費等 の額×0.45
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の 額×0.9	解析等調査 業務費の額 ×0.8	諸経費の額 ×0.48
建築士事務所業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費 の額×0.6	諸経費の額 ×0.6
除草等業務	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費 ×0.55

②「ランダム係数」を求める。

○郵便入札案件の場合

立会人2名に、「くじ」を引いてもらい、99.50%から100.49%の間で小数第1位、第2位の数字を決める。ただし、有効となる入札者の数が5者未満となった場合は「くじ」を引かず、ランダム係数を99.50%とする。

○電子入札案件の場合

電子入札案件の場合は、99.50%から100.49%の小数第1位、第2位の数字をランダム係数により算出する。ただし、有効となる入札者の数が5者未満となった場合は、ランダム係数を99.50%とする。

③「基準価格率」に「ランダム係数」を乗じて「最低制限価格率」を決定する。

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格率 (\%)} &= \text{基準価格率} \times \text{ランダム係数} \\ (\text{小数第 3 位以下切り捨て}) & \hspace{15em} (99.50 \sim 100.49\%) \end{aligned}$$

※「最低制限価格率」は、工事請負契約（除草等業務を含む）75%～92%、
測量業務・建設コンサルタント業務・補償コンサルタント業務・建築士事務所業
務 60%～82%、地質調査業務 67%～85%の範囲とする。

④「工事価格（＝予定価格）」に「最低制限価格率」を乗じた金額が「最低制限価格」となる。

$$\text{最低制限価格 (円)} = \text{工事価格 (＝予定価格)} \times \text{最低制限価格率 (\%)}$$

【低入札価格調査制度の改正について】

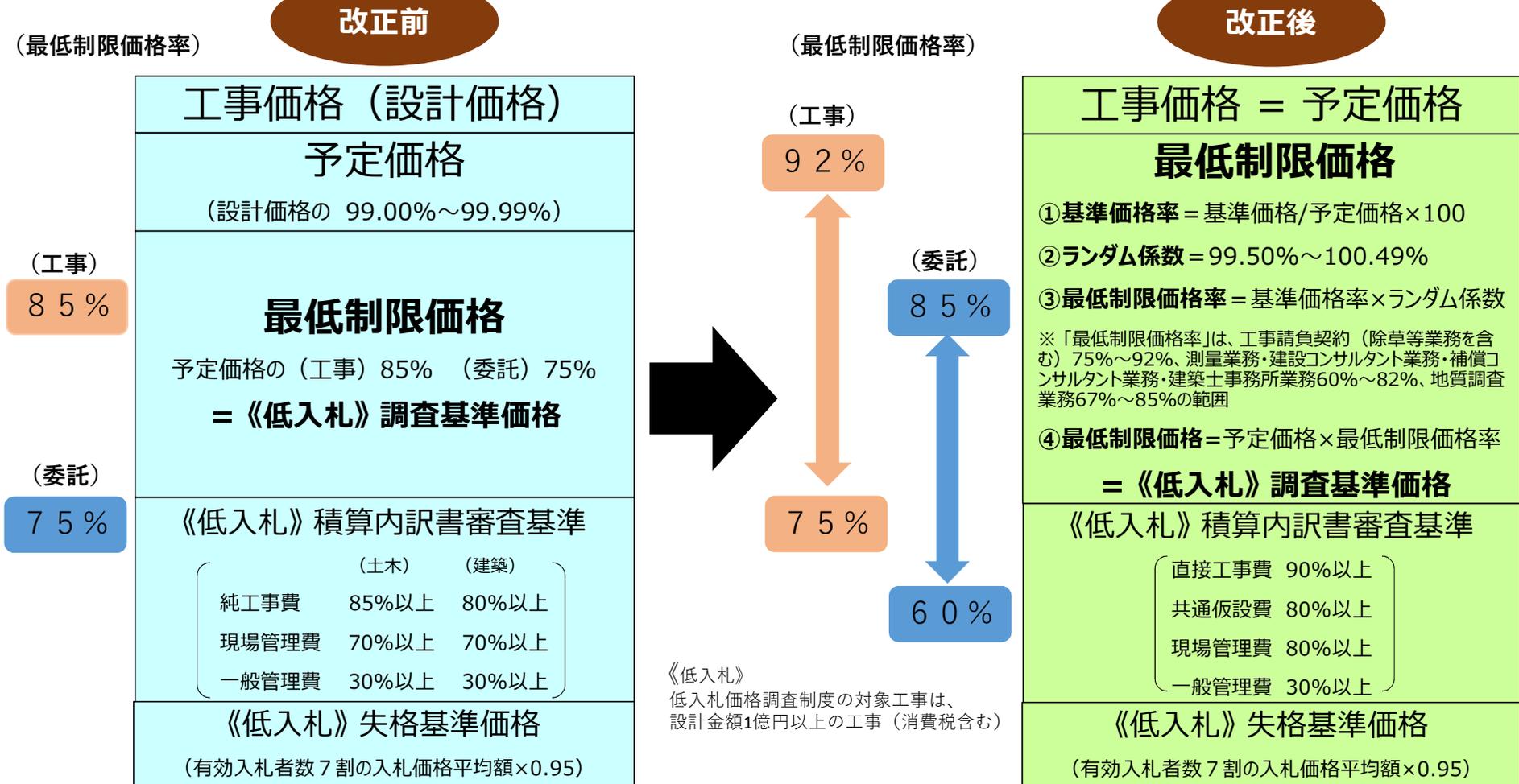
本市及び上下水道部が発注する工事の低入札価格調査制度が以下のように改正された。

調査基準価格未満の入札があった場合に行う低入札価格調査における「積算内訳書審査基準」のうち、積算内訳書の表中に定める率を次のとおり改正する。

業種区分	①	②	③	④
工事請負契約	直接工事費 ×90%	共通仮設費 ×80%	現場管理費 ×80%	一般管理費 ×30%

なお、改正の概要を図示化すると次のとおりとなる。

最低制限価格及び低入札価格調査制度（R3.4.1改正概要）



(2) 今般の入札制度改正についての当委員会の意見

最低制限価格及び低入札価格調査制度が改正されたことにより、本市の平均落札率は、概ね 5%程度引き上がることが推測される。これにより改正の目的たる業界の活性化が期待される。活性化度合いの成果は、現在のコロナ禍の下では困難なところがあるが、その向上を見守りたい。

さらに、次の2つの事象に注目している。

第一は、入札参加者数の逡減傾向である。表 2 は入札参加者数について 5 社以下の件数が総件数に占める割合を示したが、微増の傾向にある。この中でとくに 1 社参加のものも見受けられたため、入札参加者数を増やすための取組みが必要と考える。債務負担行為を活用した早期発注による工事平準化の取組みは入札参加者数を増やすための1つの有効な方法と考える。

第二は、建設業界の最大の課題である、担い手の確保、人材の育成、技術の継承についてである。これらを達するための施策、例えば、若手の技術者の登用や育成策を積極的に行っている企業に一定の優位性を持たせるなど雇用の創出に係る取組みも必要であると考える。三重県では令和 3 年 4 月 1 日以降の公告において 39 歳以下の監理技術者・主任技術者を契約日から工事完成日まで配置した場合に工事成績採点表に加点評価する。また、総合評価入札において、若手の技術者配置を加点評価しているケースも見られる。このように若手技術者の配置に対してインセンティブを付与する工事の発注を行うなどの方法も検討すべきであると考えている。

当委員会としては入札制度改正後においても落札率や入札参加者数なども含め継続的に状況を注視していきたいと考えている。

表 2 入札参加者数 5 社以下の件数が総入札件数に占める割合

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
第 1 四半期	18%	18%	25%	23%	32%
第 2 四半期	16%	15%	13%	19%	11%
第 3 四半期	19%	16%	24%	21%	24%
第 4 四半期	20%	10%	21%	27%	30%
	18%	16%	21%	21%	23%

7. 総合評価落札方式についての当委員会の意見

総合評価落札方式は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（例えば、初期性能の維持、施工時の安全性や環境への影響）を総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式である。

国では、ダンピング受注の防止対策として、総合評価落札方式による入札を推進してお

り、同方式により受注希望者の工事成績等を評価することで、適正な施工や技術力の向上に対する意欲を高め、建設業者の育成・技術力の向上につながるとされている。

本市では、平成19年11月、松阪市総合評価落札方式試行要領を策定し、工事実績、工事成績等を評価する「工事成績等簡易型」で試行運用を図ることとし、平成20年度から平成22年度にかけて、下水道工事で3件の入札（設計金額2,060万1,000円、4,707万2,000円、9,289万5,000円）を総合評価落札方式で行った。1件目は価格点、技術評価点がともに2番目に高いところが落札し、総合評価方式の優位性が窺われる結果となった。2件目は価格点が2番目に高く技術評価点が9番目のところが落札したことから、制度主旨を考えると改善の必要があるという結果であった。3件目は価格点が1番高く、技術評価点が2番目に高いところが落札した。価格点が高く工事成績の良い業者が落札したことで評価できる結果となった。

当委員会では、総合評価落札方式の長所を踏まえて、個別案件ごとにより良い工夫を加えながら、実施案件の増加を検討するよう提言してきたが、入札参加開始から契約締結までの期間に時間を要する点や、価格のみの競争入札を行う中で工事の品質そのものに不具合が生じていないという理由で平成23年度以降実施されていない。

総合評価落札方式は、受注希望者の工事成績等の評価や企業の適切な施工や技術力の向上に対する意欲を高め、建設業者の育成・技術力の向上につながることも期待されていることから、最低制限価格や低入札価格調査制度の見直しとあわせて、総合評価落札方式を実施することを再度提案する。

特に、低入札価格調査制度のところでも述べたとおり、1億円以上の工事については、単に価格競争による入札方式だけではなく、総合的に評価を行う総合評価落札方式も併用し、入札を行うことは効果的であると考えます。

三重県では総合評価落札方式による入札を本格的に導入しており、県内においても複数の自治体で試行導入されている。本市においても三重県や他市の事例も参考にしながら、参加者からアンケートを実施するなどして、真摯にこれを進めることを検討されたい。

8. 当委員会が特に注視した項目とそれに対する意見

(1) 当委員会が目した入札結果について

①低入札調査型の案件

工事名：松阪市道道路区画線修繕工事

設計金額（税込）：1億976万5,700円

予定価格（税込）：1億898万5,800円

契約金額（税込）：8,745万円

入札参加者数：9社

落札率：80.24%

請負業者：ユウテック（株）

松阪市道道路区画線修繕工事は、交通安全対策として松阪市内全域の集落間を結ぶ主要な道路を中心に、70路線にも及ぶ道路の外側線やセンターラインなどが「消えて

いる」又は「消えかけている」路面標示の引き直し工事を一括して実施したものである。設計金額は1億976万5,700円(税込)であった。

平成26年度の低入札制度導入以降で土木、建築の業種が多い中、初めて塗装工事(道路区画線工)として低入札調査型で発注を行った案件である。地域要件は、市内、準市内、県内とし、業者実績・技術者実績を求めた。

発注にあたっては、一括積算することで諸経費が小さくなり、分割発注と比較して工事費の削減を図ることができたと考える。また、低入札制度の運用により、地方公共団体に有利な契約が期待された。その結果、9社の応札があり、うち3社が調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査を行い落札業者を決定した。落札率は80.24%となり競争性が十分発揮されたと考える。

②入札参加者数が5社以下、落札率90%以上の案件

工事名：第一水源地トイレ修繕工事

設計金額(税込)：219万100円

予定価格(税込)：216万8,100円

契約金額：216万8,100円

請負業者：高橋建設(有)

入札参加者数：1社

落札率：100.00%

工事概要は、第一水源地事務所内に設置される既存の和式便器を洋式に取り替える工事である。新型コロナウイルス感染症対策のひとつで、水が飛散しにくい洋式への取替が全国的に加速し、材料などの調達確保が困難になることが予想され、参加可能業者が入札を控えたものと推測される。その結果、参加業者が1社となった。また、衛生器具の取替工事においては、水道業者の下請業者の確保などが必要なこともあり、予定価格と同額の金額で応札されたものと推測される。

(2) 災害時における入札方法について

近年の台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となっている状況を踏まえて、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組みを進めることが喫緊の課題となっており、このような大規模自然災害が発生した場合でも市民の生命や財産を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱なまちづくりが求められている。そのような中で、建設業の役割は大きく、地域の安全・安心の確保に資する迅速な対応が必要である。

入札制度においては、競争性や公正性の確保の観点等から、一般競争入札を原則的に適用しているが、近年頻発する災害時では、その復旧工事の発注において迅速な対応が求められることから、随意契約や指名競争入札といった入札契約方式を適用するとともに、現地の状況に応じた措置を講じるために平常時とは異なる入札契約方式を適切に選択することにより、早期の復旧に努めることができる。

また、指名競争入札は一般競争入札に比べ、契約までの時間を短縮できることや災害発生場所に比較的近い業者に指名できるというようなメリットが考えられることから、本市においても、災害時の迅速な対応を行うために随意契約や指名競争入札を採用した入札方法の実施の検討を提案する。

(3) 工事の平準化について

工事の平準化については、当委員会でも過去再三にわたり議題に掲げ審議をしてきた。昨年の意見書でも「債務負担行為の積極的な活用」や「速やかな繰り越し手続」の実施による工事平準化の早期着手を具申したところである。

地方自治法第 208 条では会計年度独立の原則が規定されているが、歳出予算を翌年度に繰り越して使用できる例外規定もあり（同法第 213 条）、その導入について進めてきたところである。また、国や県からも公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）による発注者の責務についての指針も出されている。本市においては令和元年度に道路維持修繕工事等において 3,000 万円の債務負担行為を設定し、令和 2 年度に 6 件の工事について早期着手した。令和 2 年度は 5,000 万円の債務負担行為を設定し、令和 3 年度に 12 件の道路維持修繕工事等についての早期着手をした。

表 3 建設工事の四半期別発注件数

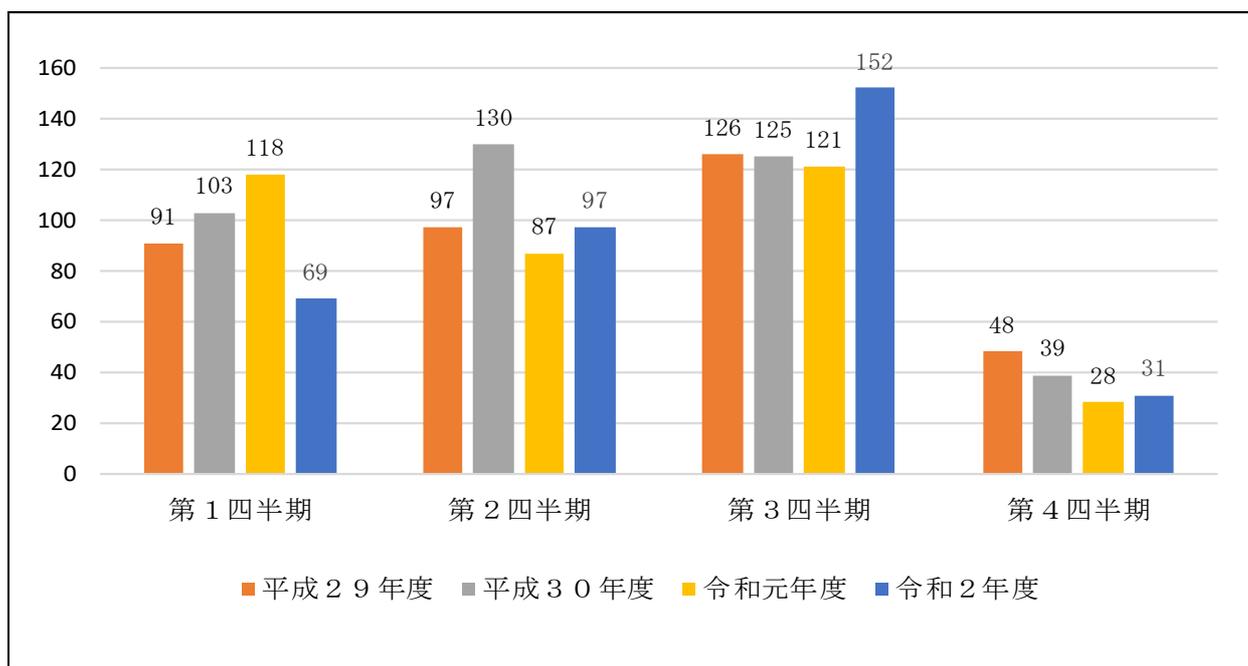


表 4 建設工事の年度別発注状況

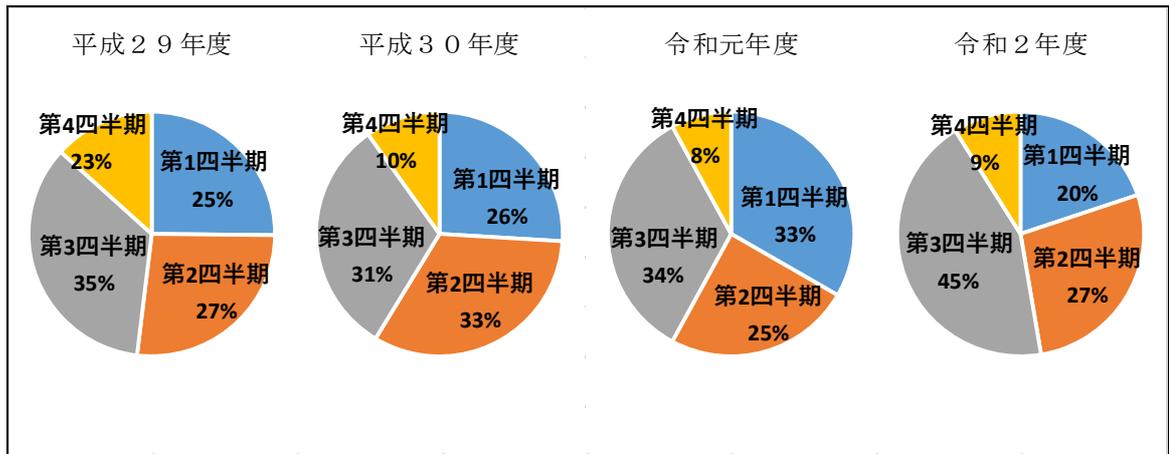


表 3、表 4 は平成 29 年度から令和 2 年度の四半期ごとの工事発注件数を示している。国や県が進める工事の平準化については、工事施工が年度末に過度に集中することを避け、年度当初の第 1 四半期（4 月～6 月）より工事に着工できるよう求めているところである。令和 2 年度の第 1 四半期は新型コロナウイルス感染症の影響により、発注件数は減少する結果となったため、引き続き状況を注視しつつ、今後においても債務負担行為や繰り越し制度をできる限り活用して、発注者・受注者の双方がメリットを享受できる工事平準化を目指すことを再度提案したい。

(4) インセンティブ型入札について

インセンティブ型入札は、当委員会でも継続的に審議を行い、工事の適正な施工確保を図るとともに、市内業者の技術力向上や社会的貢献へのモチベーションを高めるため、過去 2 年度に優良工事を施工した者、過去 3 年度の全工種の平均成績点が 85 点以上の者、過去 3 年度に契約監理課が発注した災害発注工事を 2 回受注した実績がある者のいずれかを入札参加資格要件とした制度である。平成 29 年度から試行導入してきたものであり、令和元年度は 7 件、令和 2 年度は 8 件発注し、受注者からも好評を得ている。

表 5 は令和 2 年度の実績である。一定の条件を付して発注することで、中には入札に参加できない業者も現れてくることも否めないところである。過去の裁判事例でもみられるが、一定の条件を付して業者を排除しているとみなされるおそれもあるため、さらにより良い方法を検討しつつ、発注件数を増やし継続的に実施する中で、令和 3 年度も前年度以上のインセンティブ型入札による発注を期待したい。

表5 令和2年度 インセンティブ型入札案件 (単位:円)

No.	工事名	予定価格	落札価格	落札率	参加数
1	小黒田野田1号線道路修繕工事	3,814,800	3,246,100	85.09	11
2	松阪市総合運動公園建設工事	13,734,600	11,684,200	85.07	11
3	第2-402号飯南町粥見配水管布設替工事	46,707,100	39,704,500	85.01	10
4	松阪市公共下水道事業小黒田第7排水区716-1号外雨水管渠工事	34,338,700	29,187,400	85.00	15
5	山室久保線道路改良工事	19,102,600	16,247,000	85.05	19
6	松阪市総合運動公園建設工事(その7)	18,595,500	15,816,900	85.06	14
7	射和中万線道路修繕工事	3,889,600	3,315,400	85.24	5
8	久保若芽町道路修繕工事	3,006,000	2,555,000	85.00	11

9. むすびに

新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の税収も減少が見込まれる中で建設業界にとっても、本市にとってもメリットとなるような入札制度を構築していく必要があると考える。

令和3年4月から最低制限価格、低入札価格調査制度など、入札制度の改正が実施されたが、本改正により工事品質の向上、担い手の確保や人材の育成が進むことを強く期待したい。当委員会として本市の入札制度における見直しについて、公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保の観点から検討を行い、意見を述べてきたが、本市の入札・契約状況は引き続き注視する必要がある。今後もその時代にあった適正な入札制度の構築を行い、本市の活性化、発展につながることを期待したい。